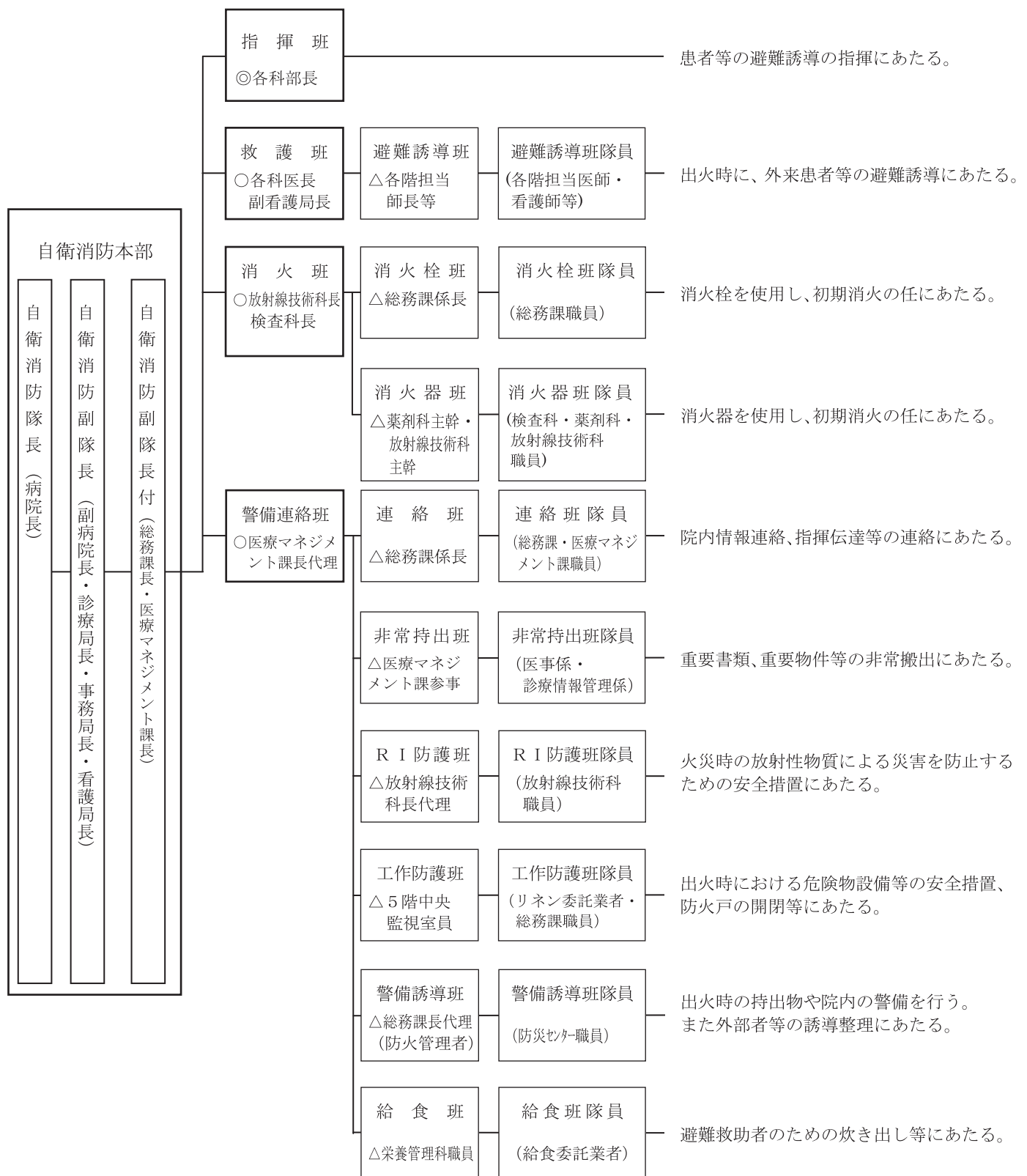


病院概況：防災体制

(1) 火災発生時の防災体制（時間内）

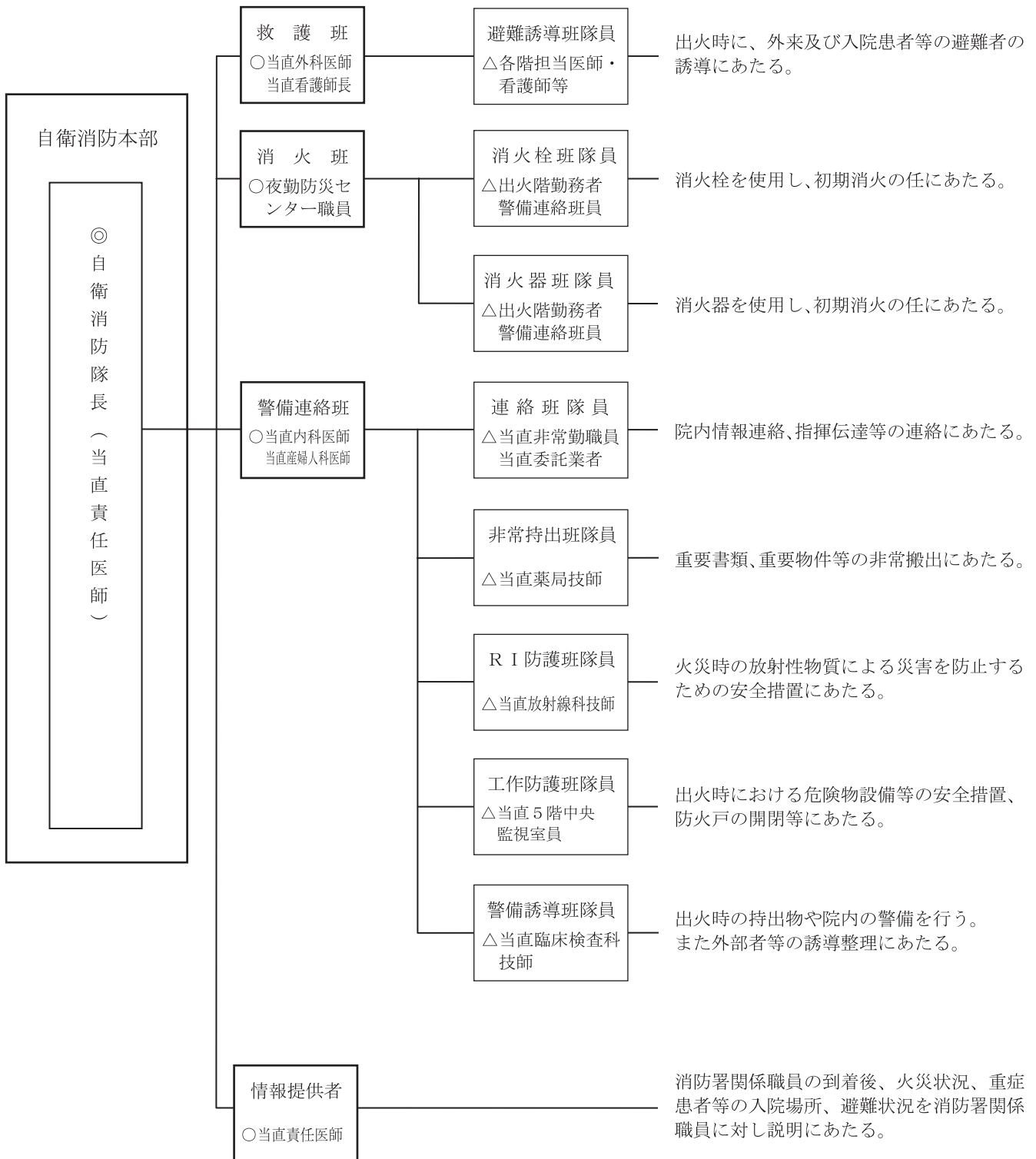


※1 防災体制の時間内とは、平日の午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 避難誘導班の地下階、1、2、3階担当者（隊員）は、外来患者等避難者の避難が完了しだい指揮班の指示に従い、入院患者の避難誘導及び避難所、救護班の任務につく。また薬剤科、総務課、医療マネジメント課の職員は、外来患者の避難誘導にあたること。

3 ◎印は、総括班長 ○印は、班長 △印は、責任者です。

(2) 火災発生時の防災体制（時間外）



- ※1 防災体制の時間外とは、平日の午後 5 時 15 分から午前 8 時 45 分及び土曜日、日曜日並びに祝祭日とする。
- 2 当直責任医師は、時間外の突発事故に際しては、院内全勤務者を指揮して、これに対処する任務があり、院長来院の際、直ちに状況とその措置について報告しなければならない。
- 出火と同時に出火階において入院患者の避難誘導にあたること。ただし、各病棟に 1 名は残ること。
- 患者の避難誘導が完了しだい、医師、看護師はそのまま患者の救護にあたる。
- 病院官舎に在宿している医師並びに看護師は、出火連絡がありしだい患者の避難誘導及び救護にあたること。
- 3 ◎印は、隊長 ○印は、班長 △印は、隊員です。